

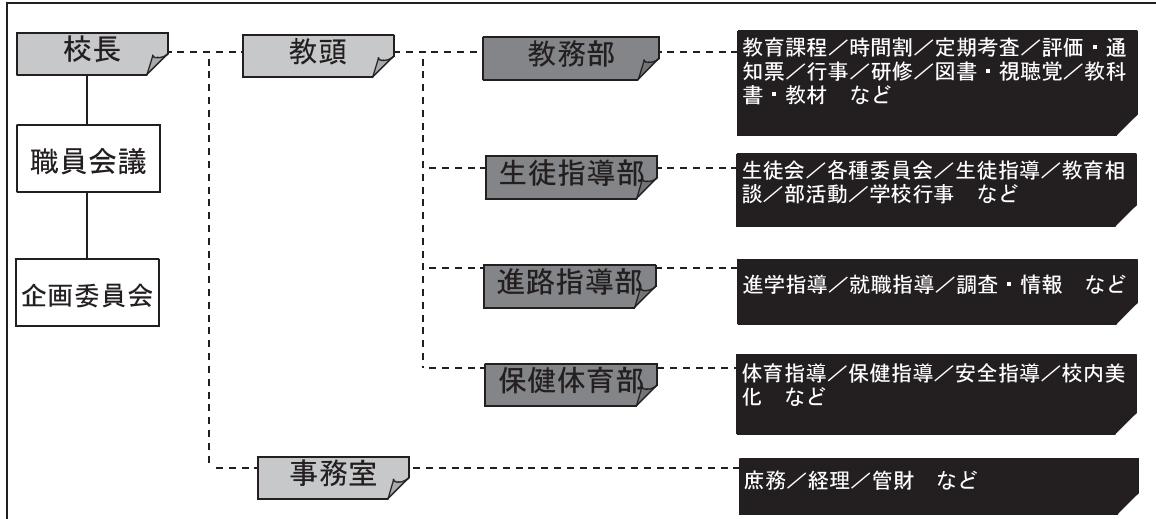
講義資料

掲載資料等

□ 学校運営について	102
□ よりよい生徒指導・教育相談に向けて	104
□ 学級経営の充実について	106
□ 道徳教育の充実について	107
□ 学校における人権教育について	108
□ 総合的な学習の時間の充実について	109
□ 学校保健について	110
□ 特別支援教育の推進について	112
□ 中学校における特別活動について	114
□ 一人ひとりの夢の実現に向けた部活動～運動部活動編～	115
□ 学校安全の推進について	116
□ 教員の服務	117

1 学校の組織

教員には、授業以外にも様々な業務があり、それを全教員が分担しています。この分担された業務の組織編成を“**校務分掌**”といい、一般的には、以下のような組織体制になっています。



上記の分掌に加え、教員は、各学年団や各教科会に所属します。

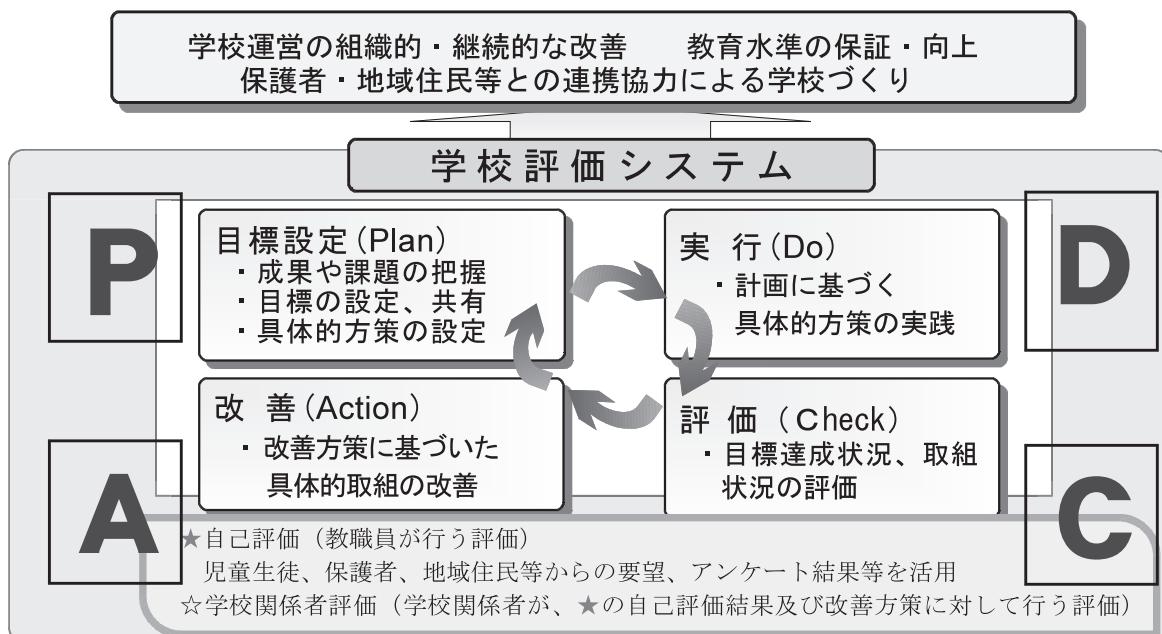
2 「学校評価」を活用した学校運営の充実

学校評価とは

児童生徒がよりよい教育活動を享受できるよう学校運営の改善と充実をめざす取組

全体像 －P D C Aサイクルに基づいた学校評価システム－

学校評価は、各学校が状況を分析・把握した上でめざすべき目標を設定（P）し、その目標達成に向けた具体的な教育活動の実行（D）について適切に評価（C）し、課題を整理して改善（A）を図るもので



学校評価を活用したよりよい学校づくり

学校評価は、学校教育目標のもと、重点化された具体的かつ明確な目標を設定することを出発点とします。目標達成に向けては、すべての教職員がその目標を共有し、学校全体で取り組むことが重要となります。

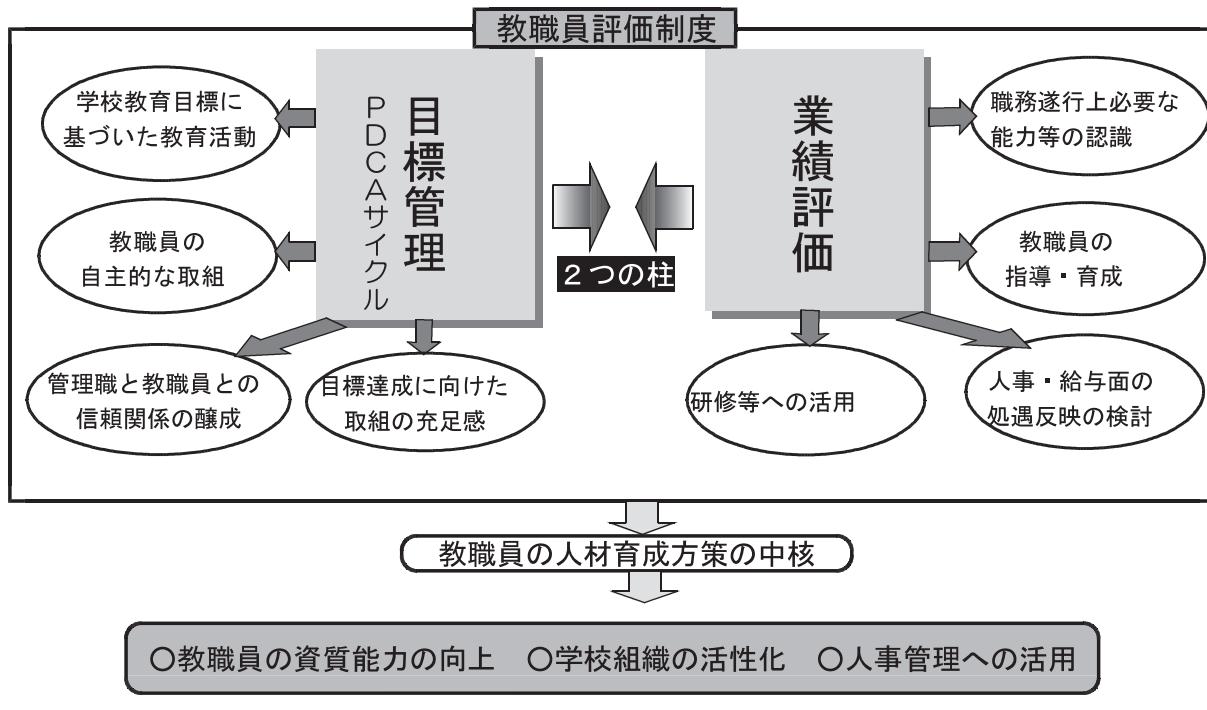
3 教職員評価

目的

子どもたちの夢を実現する教育の充実をめざして、教職員一人ひとりの資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりの推進を図ること

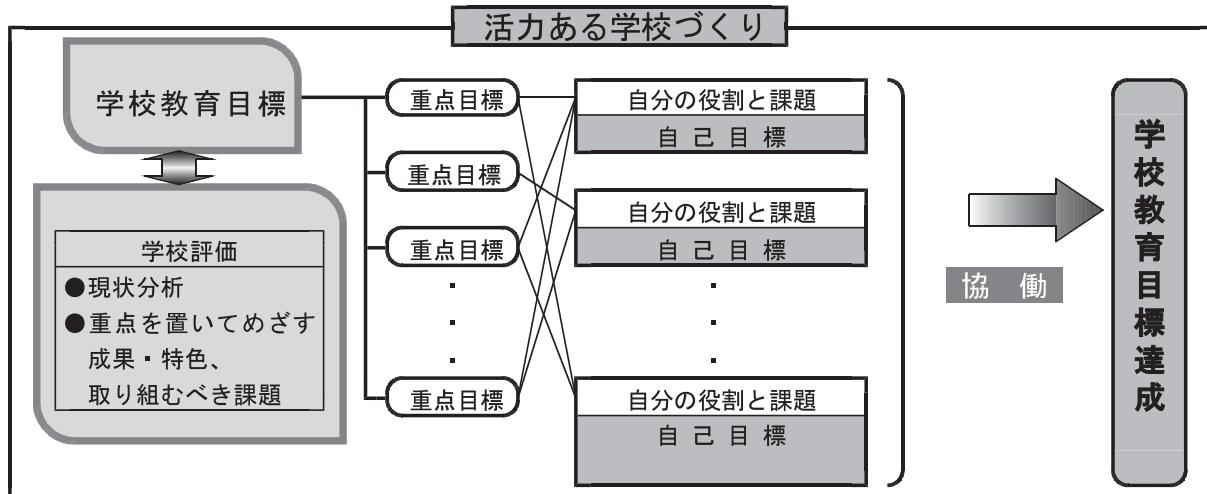
仕組み（目標管理と業績評価）

教職員評価は目標管理と業績評価の2つの柱で構成されています。目標管理の取組における面談や業績評価の開示の際の指導助言によって、教職員一人ひとりが自分のよさや課題に気付き、それを次年度の取組に反映させることで資質能力や意欲の向上が図られます。



教職員評価を活用した活力ある学校づくり

教職員一人ひとりが学校教育目標を正しく理解した上で、自分の解決すべき課題を認識するとともに、学校組織の一員として自ら果たすべき役割を自覚することで、学校教育目標の達成に向けた協働体制が築かれ、学校に活力が生まれます。



1 生徒指導について

■ 生徒指導とは

生徒指導とは、学習指導とともに、学校が教育目標を達成するための基本的で重要な機能であり、すべての教職員が、すべての教育活動を通じて、すべての児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、同時に自己存在感や社会性を育み、将来において社会的に自己実現ができる資質・態度を高めていく指導・支援

■ 生徒指導の目的は

生徒指導の目的は、児童生徒一人ひとりの夢の実現に向け、児童生徒一人ひとりが自分自身をありのままに認め、自己理解を深めることを基盤とし、他者との関わりの中で、自ら選択・判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力（自己指導能力）を育成すること

問題行動や不登校への対応等課題解決的な面だけが生徒指導ではなく、児童生徒の内面に働きかける開発的・予防的な指導・支援も生徒指導

◆「自己指導能力」育成のための留意点◆

① 自己存在感を高めること

一人ひとりの存在を大切にすることが指導の基本となる。人間は他者との関わりの中で自己の存在感を見出せるとき、生き生きと活動できる。

② 共感的人間関係を育むこと

相互に無条件に尊重し合う態度であり、このような人間関係の中にあってこそ、自己受容、自己理解は一層促進される。

③ 自己決定の場を設けること

児童生徒が決断と責任のある行動をとれるように支援することが重要となる。そのため、学校は、児童生徒が自らの可能性を発見し、伸長できるよう適切な経験の場や活動の機会を用意しなければならない。

2 教育相談について

■ 教育相談とは

教育相談は、児童生徒一人ひとりの教育上の諸問題について、本人又は保護者等に、その望ましい在り方について助言・指導し、児童生徒の悩みや困難の解決を支援することによって、学校生活等に適応させ、人格の成長を図ろうとするもの

日ごろから児童生徒と様々な場面で関わりをもつことが重要であり、何か話しかけてきたときや変化に気付いたときがチャンス

◆日ごろの生徒との人間関係づくり…3つのポイント◆

① 教職員自らが心を開き、真摯な態度で児童生徒に接する。

② 児童生徒を肯定的に見る。

③ 児童生徒一人ひとりに積極的な関心を示し、積極的に関わる。

◆面談時の基本的態度◆

傾聴

説得するという姿勢ではなく、児童生徒の思いを引き出し、心を込めて深く聞くことに努める。

共感的理解

児童生徒の立場に立って、悩みや苦しみなどの心情、発する言葉の意味を理解しようと努める。

受容

児童生徒の考え・行動を直ちに評価・批判せず、まず、心情を受け入れ、情緒の安定を図る。

自己の可能性発揮への支援

児童生徒の自己決定、自己選択を促す。

3 よりよい生徒指導・教育相談を行うために

児童生徒の変化をしっかり見よう！

★児童生徒が発する心のサインを受け止めよう！

● 態度や行動面の変化

- イライラして、落ち着きがない
- 目つきなどの表情がよくない
- 言葉遣いが乱れる
- 学校に必要な物を持って来る
- 理由が不明確な遅刻や早退、欠席がある
- 頭痛や腹痛を訴え、保健室によく行く
- 服装や頭髪が乱れる など

● 友人関係の変化

- 友達とのトラブル、けんかが多い
- 休み時間などに一人でいることが多い
- 遊びのグループに変化が見られる など

● 学級・授業中の態度

- 話を聞かないで手遊び、私語が多い
- 授業に積極的に取り組まない
- 忘れ物が多い など

★児童生徒のプラス面を見つける努力をしよう！

- 日頃から児童生徒のよさに気付こうと意識することが大切です。
- 児童生徒の日々の成長やよさを積極的に認めるようにしましょう。
- ほめるときは、どんなところがよかったのか具体的にほめることが大切です。
- 結果だけでなく、児童生徒のがんばりの過程をしっかりと見るようしましょう。

「自己存在感」を育む教師になろう！

- 個と個を比べる教師から、個の前と後ろを比べる教師に
- 同じを認める教師から、違いを認める教師に
- 量に着眼する教師から、質に着眼する教師に
- 偶発的・単発的な視点で見る教師から、継続的・系統的な視点で見る教師に

学校は組織で動いている。ひとりで問題や悩み等を抱え込まない

ホウ・レン・ソウ・ダー!!

(報告・連絡・相談・打合せ)

1 学級経営を充実する必要性

学級担任は、学級に所属する児童生徒と接触する機会に多く恵まれ、児童生徒の個性や家庭事情、学級や学校における人間関係など多くの情報をもっている。また、学級に所属する児童生徒の様々な指導に当たることを通して、児童生徒の日常の姿や学校生活の状況を最も把握している。

学級担任が、学級を単位として展開される様々な教育活動の成果が上がるよう諸条件を整備し運営していくことが学級経営と言われるものであり、日々の児童生徒との関わりや指導を通して、学級経営の充実を図ることが求められている。

2 学級経営の充実を図るポイント

(1) 学級の児童生徒一人ひとりの実態把握

- 児童生徒との人間的なふれ合い（きめ細かい観察や面接）
- 保護者との情報交換
- 他の教職員との情報交換や連携した指導

(2) 学級集団の人間関係づくり

- 自他の個性を尊重する集団づくり
- 互いに協力し合い、よりよい人間関係を形成していこうとする集団づくり
- 児童生徒のコミュニケーション能力を高め、開かれた人間関係づくり

(3) 学級集団としての積極的な取組

- 学級目標の明確化、具体的な行動目標の設定
- 集団の一員としての自主的、実践的な態度の育成
- 集団への所属感や集団として取り組んだ達成感を味わう活動

3 留意事項

(1) 児童生徒一人ひとりがそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっていることを前提として、児童生徒の内面に対する共感的理解と教育的愛情を高め、個に応じた適切な指導を進めていくようにする。

(2) 学級集団での取組を通して、児童生徒一人ひとりが存在感をもつとともに共感的な人間関係をはぐくむ「心の居場所」としての集団が形成されるよう、発達の段階に応じて指導していく。

(3) 学級において、めざす学級像やなりたい自分の姿に向けての児童生徒による自発的な活動を展開することができるよう、集団決定や自己決定を図る話し合い活動を取り入れるなど取組の充実を図る。

○○立○○学校 道徳教育推進教師 ○○○○○

(小学校用)

1 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

(「第1章 総則」)

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

(「第3章 道徳」)

2 道徳の時間の目標

道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

3 留意事項

- (1) 校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成する。
- (2) 道徳の内容は、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じて適切に指導を行う。
- (3) 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮する。
 - ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。
 - ② 集団宿泊活動などの体験活動を生かすなど、創意工夫ある指導を行う。
 - ③ 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、創意工夫ある指導を行う。
 - ④ 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫する。
 - ⑤ 情報モラルに関する指導に留意する。
- (4) 道徳の時間の授業を公開したり、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

1 人権教育の重要性

基本的人権は、人類が多年にわたって自由獲得のために努力してきた成果であり、過去幾多の試練に堪えてきた、将来にわたって侵すことのできない永久の権利です。

このことの理解を通して、主権者としての自覚がもてるようになることが大切です。

様々な課題への対応

子どもたちの回りには虐待や暴力、体罰やいじめなど様々な人権問題が存在している。また、社会の変化により新たな課題も見られるようになってきている。子どもたちがそれらに向かい、正しく認識し、人権を尊重できるようにすることが求められる。

人権尊重の視点に立った

学校づくり

人権教育の推進にあたっては、学習の場そのものが、子どもにとって安心して楽しく学ぶことのできる環境でなければならない。

互いを尊重した人間関係を基盤に、一人ひとりを大切にした学級や集団づくりへの取組が大切である。

教育活動における

基本的人権尊重の視点

人権教育という教科・領域はないが、基本的人権尊重の視点から様々な教育活動をとらえ、子どもが社会の形成者として必要な資質を備えられるよう、指導を工夫していく必要がある。

2 人権教育で育てるもの

- 基本的人権の意味や価値を理解し、いかに大切ななものであるかを自覚する。
- 自分の人権とともに他者の人権も大切であることと権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことの重要性を理解する。
- 個人の尊厳、生命の尊重、自由で平等な生活、誰もが幸せに生きることの価値や重要性に気付き、共感できるようにする。
- 一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができるようにする。

3 指導のポイント

基本的人権尊重の視点に立って、児童生徒の心身の成長の過程に応じて次のような取組をバランスよく構成していくことが大切です。

基本的人権の意義や人権尊重の理念についての理解

- ・憲法では人権についてどのように定められているか
- ・人権に対する考え方がどのように発展してきたか

様々な人権問題

についての理解

- ・人権問題の現状や課題はどうなっているか
- ・解決に向けてどのような考え方で取り組まれているか
- ・法律や制度はどのように整備されてきたのか

互いの人格を尊重した態度や言動につながる

体験活動

- ・生活の中での経験や生活に身近な素材をとり入れて主体的に課題を解決する学習
- ・学習したことに自分の意見をもち、表現していく活動
- ・小集団で、協力して課題解決に取り組む活動

※ 教職員には、人権尊重の態度や、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤とした指導を行うことが求められており、そのための研修等は極めて重要です。

総合的な学習の時間の充実について

〇〇立〇〇学校 総合的な学習の時間担当 〇〇〇〇〇

(小学校用)

1 総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする。

◎探究的な学習における児童の学習の姿

総合的な学習の時間における探究的な学習とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく学習活動のことである。

◎教育課程における位置付け

基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うこと前提に、横断的・総合的な学習、探究的な活動となるよう充実を図る。

◎総合的な学習の時間と各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの役割を整理

特に、総合的な学習の時間と特別活動との関連について、学習指導要領の第1章総則の第3の5において総合的な学習の時間の学習活動による特別活動への代替の考え方方が記された。

◎発達段階を考慮し、各学校段階の学習活動の例示

各学校が定める学習課題として、横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題に加えて、地域の人々の暮らしや伝統と文化に関わる課題などが例示された。

2 各学校において定める目標及び内容

(1) 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

(2) 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

3 留意事項

- (1) 全体計画及び指導計画において、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画（7項目）を示すこと
- (2) 児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと
- (3) 国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われること
- (4) 情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるようにすること